

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4562848号
(P4562848)

(45) 発行日 平成22年10月13日(2010.10.13)

(24) 登録日 平成22年8月6日(2010.8.6)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 5/462 (2006.01)
B65D 5/20 (2006.01)B 65 D 5/46 3 1 1 A
B 65 D 5/20 Z

請求項の数 3 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2000-94390 (P2000-94390)
 (22) 出願日 平成12年3月30日 (2000.3.30)
 (65) 公開番号 特開2001-278253 (P2001-278253A)
 (43) 公開日 平成13年10月10日 (2001.10.10)
 (43) 審査請求日 平成19年3月28日 (2007.3.28)

(73) 特許権者 000106715
 ザ・パック株式会社
 大阪府大阪市東成区東小橋2丁目9番9号
 (74) 代理人 100071168
 弁理士 清水 久義
 (74) 代理人 100099885
 弁理士 高田 健市
 (74) 代理人 100099874
 弁理士 黒瀬 靖久
 (72) 発明者 荒田 進三
 東大阪市東鴻池町1丁目5番39号 ザ・
 パック株式会社 大阪工場内
 審査官 石田 宏之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 提げ手付き包装用紙箱

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

方形の底壁(1)の四側縁から折目(31)(31)(32)(32)を介して前後左右の側壁(2)(3)(4)(5)が連設され、前後両側壁(2)(3)の上縁から折目(33)(33)を介して上端に提げ手片(10)(11)を備えた一対の蓋構成片(6)(7)が連設される一方、左右両側壁(4)(5)の上縁から折目(39)(39)を介して内フラップ(8)(9)が連設されると共に、左右両側壁(4)(5)の左右両端部に被さる覆い状連結片(12)(12)(13)を備え、該覆い状連結片(12)(12)(13)を左右両側壁(4)(5)の各両端部に被せることにより、箱形態が保持されるものとなされる。提げ手付き包装用紙箱において、前記覆い状連結片(12)(12)(13)が、前後両側壁(2)(3)の左右両側縁から折目(35)(35)(35)(35)を介して連設されると共に、前記側縁上端から斜め下向きに傾斜する斜状折目(36)により、上半部(12a)(13a)と下半部(12b)(13b)とに区画され、前記上半部(12a)(13a)の上縁に、蓋構成片(6)(7)の内面に貼着される貼着片(14)(15)が、折目(37)(37)を介して連設されると共に、前記下半部(12b)(13b)が前後側壁(2)(3)と上半部(12a)(13a)とにのみ連設され、前記前後両側壁(2)(3)のいずれか一方の側壁(3)と、該側壁(3)に対応する左右両側壁(4)(5)側縁に連設された内方突出片(19)(19)とに、側壁(3)の起立姿勢を保持するロック機構が設けられてなることを特徴とする提げ手付き包装用紙箱。

【請求項 2】

10

20

前記内フランプ(8)(9)に、前記提げ手片(10)(11)の下端部に当接して左右両側壁(4)(4)の内倒れを防止する内倒れ防止突片(20)(20)が切り起こし形成されてなる請求項1に記載の提げ手付き包装用紙箱。

【請求項3】

方形の底壁(1)の四側縁から折目(31)(31)(32)(32)を介して前後左右の側壁(2)(3)(4)(5)が連設され、前後両側壁(2)(3)の上縁から折目(33)(33)を介して上端に提げ手片(10)(11)を備えた一対の蓋構成片(6)(7)が連設される一方、左右両側壁(4)(5)の上縁から折目(39)(39)を介して内フランプ(8)(9)が連設されると共に、左右両側壁(4)(5)の左右両端部に被さる覆い状連結片(12)(12)(13)(13)を備え、該覆い状連結片(12)(12)(13)(13)を左右両側壁(4)(5)の各両端部に被せることにより、箱形態が保持されるものとなされてなる提げ手付き包装用紙箱において、前記覆い状連結片(12)(12)(13)(13)が、前後両側壁(2)(3)の左右両側縁から折目(35)(35)(35)(35)を介して連設されると共に、前記側縁上端から斜め下向きに傾斜する斜状折目(36)により、上半部(12a)(13a)と下半部(12b)(13b)とに区画され、前記上半部(12a)(13a)の上縁に、蓋構成片(6)(7)の内面に貼着される貼着片(14)(15)が、折目(37)(37)を介して連設されると共に、前記下半部(12b)(13b)が前後側壁(2)(3)と上半部(12a)(13a)とにのみ連設され、

前記内フランプ(8)(9)に、前記提げ手片(10)(11)の下端部に当接して左右両側壁の内倒れを防止する内倒れ防止突片(20)(20)が切り起こし形成されてなることを特徴とする提げ手付き包装用紙箱。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、提げ手付き包装用紙箱、ケーキ等の食品の包装直前に組み立てて使用される提げ手付き包装用紙箱に関する。

【0002】

【従来の技術】

洋菓子店においては、古くから、四側壁の各下縁から連設された4枚の底壁構成片を組み合わせることにより、底壁が形成されてなる提げ手付き包装用紙箱が一般に広く用いられてきたが、このような提げ手付き包装用紙箱は、底壁構成片どうしをテープで繋ぎ合わせたりするだけでは、底抜けのおそれがあるものであった。そのため、最近では、図7ないし図10に示すように、一枚板の底壁(51)の四側縁に前後左右側壁(52)(53)(54)(55)が連設されてなる形式の提げ手付き包装用紙箱(B)が提案されている。

【0003】

また、この提げ手付き包装用紙箱(B)は、左右両側壁(54)(55)の左右両端部に被さる覆い状連結片(62)(62)(62)(62)を備え、該覆い状連結片(62)(62)(62)(62)を左右両側壁(54)(55)の各両端部に被せることにより、箱形態が保持されるものとなされているものである。

【0004】

而して、この形式の包装用紙箱(B)は、底が抜ける虞がないことはもとより、左右両側壁(54)(55)の両端に内倒れ防止片(68)(68)(68)(68)が設けられているので、箱形態に組み立ててケーキを収納した場合に、外からの圧力により左右両側壁(54)(55)が内側に傾いて、ケーキを損傷させる虞がないものである。

【0005】

また、前後両側壁(52)(53)の上縁に連設された蓋構成片(56)(57)に突設された一対の提げ手片(60)(61)が、組立時に、合掌状に組み合わされることに加えて、左右両側壁(54)(55)に連設された内フランプ(58)(59)の存在により、前後両側壁(52)(53)も内倒れが起こり得ないものである。

【0006】

10

20

30

40

50

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、このような提げ手付き包装用紙箱（B）は、前記覆い状連結片（62）…が、蓋構成片（56）（57）に連設され、貼着片（64）…が前後両側壁（52）（53）に貼着されているものである。従って、図8に示す展開状態から、所要箇所を折り曲げて紙箱（B）を製作するには、図9に示すように、各覆い状連結片（62）を斜状折目（86）から内側に折り曲げて、その下半部（62b）を上半部（62a）に重合すると共に、貼着片（64）…を蓋構成片（56）（57）の内面に重合し、貼着片（64）又は前後壁（56）（57）の貼着片貼着箇所に接着剤を塗布した後、蓋構成片（56）（57）を対応する前後壁（52）（53）の内面に重合するように折り曲げて、貼着片（64）…を対応する前後壁（52）（53）の内面に貼着することになる。

10

【0007】

この場合、前記蓋構成片（56）（57）の折り曲げ操作の際には、貼着片（64）…を対応する前後壁（52）（53）の貼着箇所に正確に重合させるために、各覆い状連結片（62）の下半部（62a）を上半部（62b）に強く押さえ付けたまま行わなければならない。ところが、現状のグルアではこのような動作を行うことができないため、実際は、全て手貼りで行われているのが実情であり、生産性は余り良くないものである。もとより、前記動作を行えるグルアを製作することも不可能ではないが、その製作費がかなり高くついてしまう。

【0008】

また、前記蓋構成片（56）（57）を折り曲げることによって、各覆い状連結片（62）が対応する内倒れ防止片（68）に覆い被さるために、組立時には各内倒れ防止片（68）の下端部を覆い状連結片（62）の内側に引き上げておく操作を必要とし、いささか面倒である。

20

【0009】

この発明は、上記のような事情に鑑みてなされたもので、第1の目的を、機械貼りに好適な提げ手付き包装用紙箱を提供すること、第2の目的は、機械貼りに好適であると共に側壁が内倒れしない提げ手付き包装用紙箱を提供すること、第3の目的は、展開状態から組立やすい提げ手付き包装用紙箱を提供することとするものである。

【0010】

【課題を解決するための手段】

而して、上記第1の目的を達成するために、この発明に係る提げ手付き包装用紙箱は、方形の底壁の四側縁から折目を介して前後左右の側壁が連設され、前後両側壁の上縁から折目を介して上端に提げ手片を備えた一対の蓋構成片が連設される一方、左右両側壁の上縁から折目を介して内フラップが連設されると共に、左右両側壁の左右両端部に被さる覆い状連結片を備え、該覆い状連結片を左右両側壁の各両端部に被せることにより、箱形態が保持されるものとなされてなる提げ手付き包装用紙箱において、

30

前記覆い状連結片が、前後両側壁の左右両側縁から折目を介して連設されると共に、前記側縁上端から斜め下向きに傾斜する斜状折目により、上半部と下半部とに区画され、前記上半部の上縁に、前後側壁の内面に貼着される貼着片が、折目を介して連設されてなる構成を採用する。

【0011】

この請求項1の発明によれば、覆い状連結片が、前後両側壁の左右両側縁から折目を介して連設され、該連結片の上半部の上縁に、前後側壁の内面に貼着される貼着片が、折目を介して連設されていることにより、前記貼着片をグルアを用いて側壁内面に貼着できるので、生産性が向上する。

40

【0012】

上記第2の目的を達成するために、請求項2の発明に係る提げ手付き包装用紙箱は、左右両側壁の上縁に前記提げ手片の下端部に当接して左右両側壁の内倒れを防止する突片が切り起こし形成されてなる構成を採用する。

【0013】

この請求項2の発明によれば、内倒れを防止する突片が切り起こし形成されてなるものであるから、側壁に外からの圧力が加えられても、側壁が内倒れすることがなく、被包装物

50

のケーキ等に損傷を与えることがない。

【0014】

上記第3の目的を達成するために、請求項3の発明に係る提げ手付き包装用紙箱は、前後両側壁のいずれか一方の側壁と、該側壁に対応する左右両側壁側縁に連設された内方突出片とに、側壁の起立姿勢を保持するロック機構が設けられてなる構成を採用する。

【0015】

この請求項3の発明によれば、前記ロック機構が作用することにより、側壁の起立姿勢が保持されるので、組立時にこの側壁を先に起立させておくと、他方の側壁の起立、組立操作や被包装物の収納が極めて行いやすくなる。

【0016】

10

【発明の実施の形態】

以下、この発明に係る提げ手付き包装用紙箱の一実施形態を図1ないし図6に基づいて説明する。

【0017】

図1は、この実施形態の提げ手付き包装用紙箱(A)の組み立て完了状態を示すもので、前後側壁(2)(3)の側縁に連設された覆い状連結片(12)(13)が左右側壁(4)(5)の両端部に覆い被さり、一対の提手片(10)(11)が合掌状に起立している。なお、前記側壁(2)(3)(4)(5)の「前後左右」は相対的なもので、前後又は左右を反対に呼んでも良いし、前後と左右とを入れ替えて呼んでも良いものである。

【0018】

20

この提げ手付き包装用紙箱(A)を図5に示す内面からみた展開状態に基づいて説明すると、方形の底壁(1)の四側縁から折目(31)(31)(32)(32)を介して前後左右側壁(2)(3)(4)(5)が連設され、前後両側壁(2)(3)の上縁から折目(33)(33)を介して第1蓋構成片(6)及び第2蓋構成片(7)が連設されている。

【0019】

前記蓋構成片(6)(7)は、その遊端縁から折目(34)(34)…を介して門形状の提手片(10)(11)が連設される一方、遊端部中央部に、組み立て時に互いに重なり合う重合部(6a)(7a)が突設されている。第1蓋構成片(6)の重合部(6a)の中央部には切り起こし形成される差し込み係止片(22)が設けられる一方、第2蓋構成片(7)の重合部(7a)には前記差し込み係止片(22)との対応位置に一文字状の差し込み用切目(49)が設けられている。また、両蓋構成片(6)(7)と提手片(10)(11)との境界部両端には、後述する内倒れ防止突片(20)(20)に対応する切欠部(21)(21)(21)が設けられている。(46)は、前記差し込み係止片(22)を切り起こすための切目である。

30

【0020】

前記差し込み用切目(49)の両端及び中央には後側壁(3)に向かって延びた補助切目(47)(47)(48)が設けられることにより、これら切目(47)(47)(48)(49)に囲まれた左右一対の係止片抑え部(23)(23)が形成されている。

【0021】

前後側壁(2)(3)の両端縁には折目(35)(35)…を介して下縁を円弧状とする覆い状連結片(12)(13)…が連設されると共に、各覆い状連結片(12)(13)は、前後両側壁(2)(3)の上縁隅部から45度の角度をもって斜め下向きに傾斜する斜状折目(36)が設けられ、二つ折りされて上下両半部(12a)(12b)が互いに重なり合うものとなされている。

40

【0022】

前記各上半部(12a)(13a)の上縁には貼着片(14)(15)が折目(37)…を介して連設されると共に、後壁(3)側の貼着片(15)(15)の上端部には切欠部(16)(16)が設けられ、貼着片(15)(15)が第2蓋構成片(7)に貼着されると、図2に示すようなロック機構を構成する係止用段部(24)(24)が形成され、組み立て途上に覆い状連結片(13)(13)を左右両側壁(4)(5)に被せた際に、ロック機構を構成する後述の係止

50

片(17)(17)が前記係止用段部(24)(24)に係止し、後壁(3)及び左右両側壁(4)(5)の起立姿勢が保持されるものとなされている。なお、前記係止用段部(24)は、折目(33)に対向する斜辺部(24a)と折目(35)に対向する短片部(24b)とから構成されている。

【0023】

左右両側壁(4)(5)の上縁には折目(39)(39)を介して内フラップ(8)(9)が連設されると共に、各上縁中央部に円弧状切目(45)が刻設され、左右両側壁(4)(5)の内倒れ防止片(20)(20)が切り起こし形成されるものとなされている。また、左右両端縁には、折目(38)(38)...を介して、内方突出片(18)(19)(18)(19)が連設されている。各内方突出片(18)(19)は、隣接する覆い状連結片(12)(13)...が存在することにより、その下縁は覆い状連結片(12)(13)の下半部(12b)(13b)の下縁に対応する円弧状に形成されている。この内方突出片(18)(19)...のうち、後壁(3)側の内方突出片(19)(19)の上縁には折目(40)(40)を介して係止片(17)(17)が連設されている。

10

【0024】

而して、上記構成を有する提げ手付き包装用紙箱(A)を、図5に示す展開状態から組み立てるには、先ず、図6に示すように、覆い状連結片(12)(13)...の上半部(12a)(13a)...を斜状折目(36)...から内面側に折り曲げた後、両蓋構成片(6)(7)を折目(33)(33)から内面側に折り曲げると共に、両蓋構成片(6)(7)の内面に貼着片(14)(15)...を貼着する。使用に供するまでは、この折り畳み扁平状態のまま保管、管理される。

20

【0025】

そして、被包装物の包装に際しては、前記折り畳み状態から図2に示すように、左右両側壁(4)(5)を起立させ、内方突出片(18)(19)を内側に直角に折り曲げると共に、係止片(17)(17)を内フラップ(8)(9)に向かうような水平状に折り曲げた後、後壁(3)を起立させ、第2蓋構成片(7)を、提げ手片(11)を起立させながら内フラップ(8)(9)に当接させると、覆い状連結片(13)(13)が対応する左右両側壁(4)(5)の端部に自動的に被さり、係止片(17)(17)が対応する係止用段部(24)(24)に係止する。この係止状態において、後壁(3)が後傾しようとすると、係止用段部(24)が係止片(17)の斜辺に当接して外傾が阻止される一方、左右両側壁(4)(5)は、端部に被せられた覆い状連結片(13)(13)により、外傾が阻止され、左右両側壁(4)(5)及び後壁(3)の起立姿勢が安定良く保持される。この状態で、被包装物を底壁(1)上に載置する。

30

【0026】

その後、前壁(2)を起立させ、第1蓋構成片(6)を、提げ手片(10)を起立させながら内フラップ(8)(9)に当接させると、覆い状連結片(12)(12)が対応する左右両側壁(4)(5)の端部に自動的に被さる。このとき第1蓋構成片(6)は、その重合部(6a)が第2蓋構成片(7)の重合部(7a)に重合するので、所要の操作を経て差し込み係止片(22)を差し込み用切目(49)から内方に差し込むことにより、第1蓋構成片(6)の組み立て前の状態への復帰が阻止されると共に、前壁(2)の起立姿勢が保持され、包装が完了する。

40

【0027】

【発明の効果】

上述の次第で、請求項1の発明に係る提げ手付き包装用紙箱(A)は、覆い状連結片(12)(12)(13)(13)の上半部(12a)(13a)の上縁に、前後側壁(2)(3)の内面に貼着される貼着片(14)(15)が、連設されてなるものであるから、前記貼着片(14)(15)...をグルアを用いて側壁内面に貼着できるので、生産性が向上する。

【0028】

請求項2の発明に係る提げ手付き包装用紙箱(A)は、内倒れを防止する突片(20)(20)が切り起こし形成され、提げ手片(10)(11)に当接するものとなされているものであ

50

るから、側壁(4)(5)に外からの圧力が加えられても、側壁(4)(5)が内倒れする事なく、被包装物のケーキ等に損傷を与える事がない。

【0029】

請求項3の発明に係る提げ手付き包装用紙箱(A)は、前後両側壁(4)(5)のいずれか一方の側壁(3)と、該側壁(3)に対応する左右両側壁(4)(5)側縁に連設された内方突出片(19)(19)とに、側壁(4)(5)の起立姿勢を保持するロック機構が設けられてなるものであるから、左右両側壁(4)(5)の起立姿勢が保持されるので、組立時にこれら側壁(3)(4)(5)を先に起立させておくと、残りの側壁(2)の起立、組立操作や被包装物の収納が極めて行いやすくなる。

【図面の簡単な説明】

10

【図1】この発明に係る提げ手付き包装用紙箱の実施形態の斜視図である。

【図2】同包装用紙箱の組立開始時の斜視図である。

【図3】同包装用紙箱の組立途上の斜視図である。

【図4】図3のIII - III 線断面図である。

【図5】同包装用紙箱の展開状態を示す平面図である。

【図6】同展開状態から、覆い状連結片を内面側に折り曲げた状態の平面図である。

【図7】従来の底壁が一枚板からなる提げ手付き包装用紙箱の斜視図である。

【図8】同展開状態の平面図である。

【図9】同展開状態から、覆い状連結片を内面側に折り曲げた状態の平面図である。

【図10】同組立途上の斜視図である。

20

【符号の説明】

A ... 提げ手付き包装用紙箱

1 ... 底壁

2 ... 前側壁

3 ... 後側壁

4 ... 左側壁

5 ... 右側壁

6 ... 第1蓋構成片

7 ... 第2蓋構成片

8、9 ... 内ラップ

30

12、13 ... 覆い状連結片

12a、13a ... 上半部

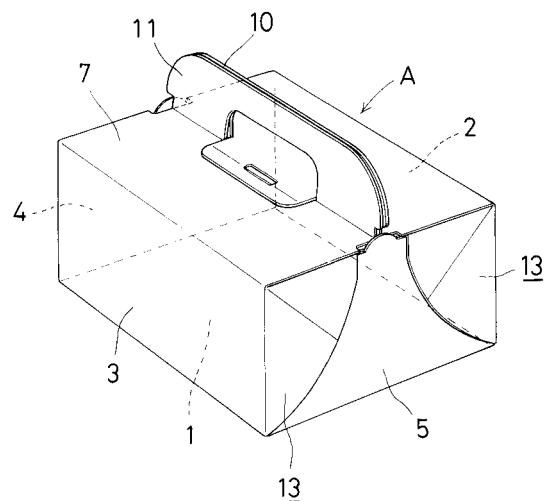
12b、13b ... 下半部

14、15 ... 貼着片

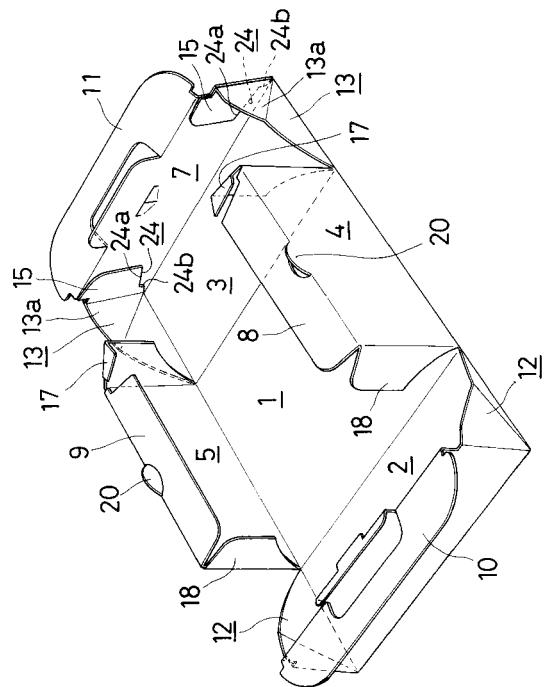
20 ... 内倒れ防止突片

31、32、33、34、35 ... 折目

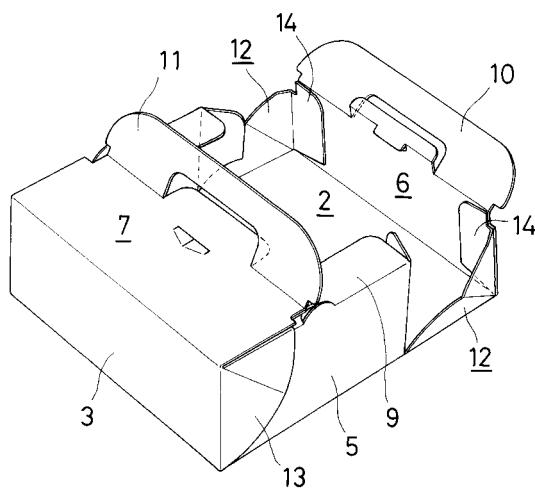
【 図 1 】



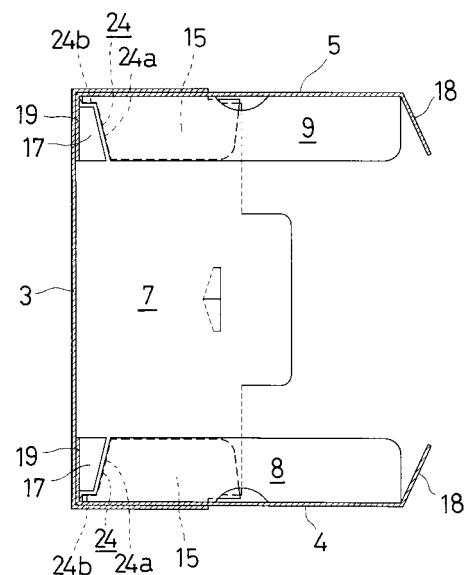
【 図 2 】



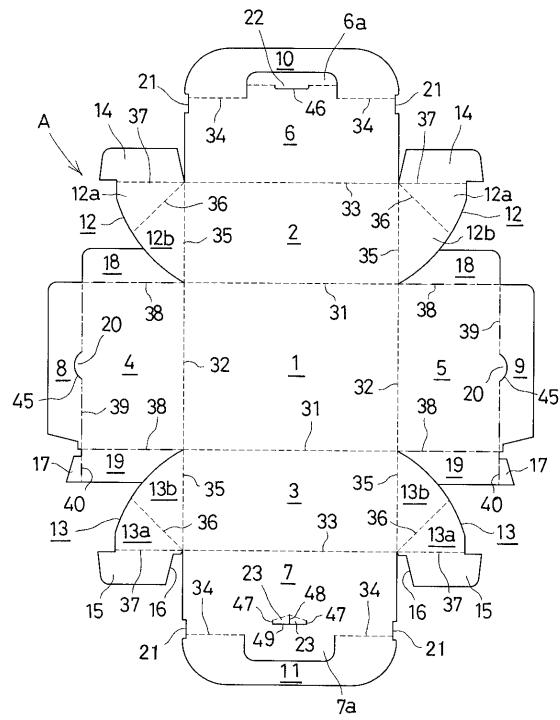
【図3】



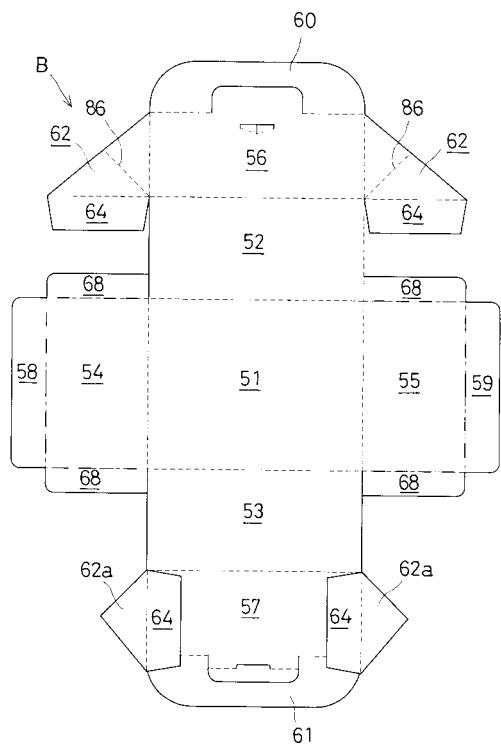
【 四 4 】



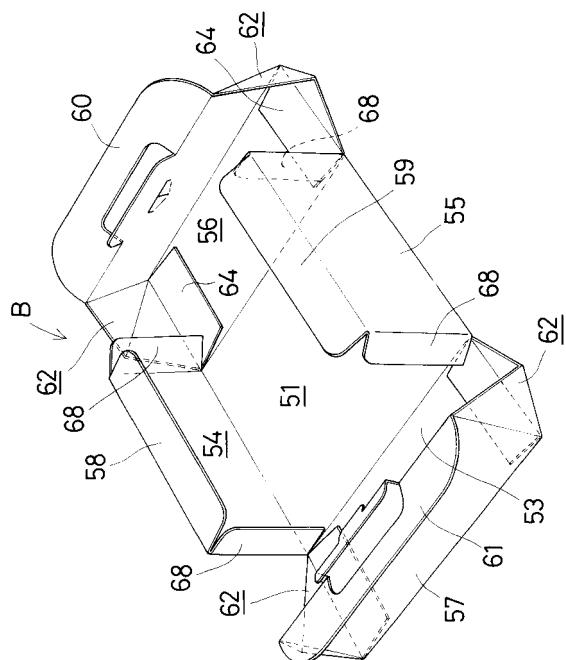
【図5】



【 図 9 】



【 図 1 0 】



フロントページの続き

(56)参考文献 実開昭59-060115 (JP, U)
実開昭57-169626 (JP, U)
実開昭62-038815 (JP, U)
特開昭55-154239 (JP, A)
実開平03-015326 (JP, U)
実公平02-042574 (JP, Y2)
実公昭62-031388 (JP, Y2)
実公昭62-031387 (JP, Y2)
実開昭59-060116 (JP, U)
特開平10-114322 (JP, A)
実公平5-2421 (JP, Y2)
実開平6-37118 (JP, U)
実公昭59-3939 (JP, Y2)
特開平7-112737 (JP, A)
特許第2967867 (JP, B2)
実公昭57-48738 (JP, Y2)
実公平7-30499 (JP, Y2)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 5/20

B65D 5/462